定　　款

株式会社 小森コーポレーション

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は株式会社小森コーポレーションと称する。英文では
ＫＯＭＯＲＩ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ　と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．印刷機械、印刷関連機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工
２．精密機械、電子機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工
３．建築工事の設計、施工、請負および管理
４．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は本店を東京都墨田区に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、２億９千５百５拾万株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規程）

第 10 条　　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第 11 条　　当会社は株主名簿管理人を置く。

②　　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定めこれを公告する。

③　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（基準日）

第 12 条　　当会社は毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　　前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　　株 主 総 会

（招　集）

第 13 条　　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

（招集権者および議長）

第 14 条　　株主総会は取締役社長が招集し議長となる。

②　　取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第 15 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　　会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　　株主総会の決議は法令または本定款の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②　　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

②　　株主または前項の代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　　株主総会の議事については、その経過の要領および結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第４章　　取締役および取締役会

（員　数）

第 19 条　　当会社の取締役は 12 名以内とする。

（選任方法）

第 20 条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第 21 条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②　　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

（報酬等）

第 23 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任限定契約）

第 24 条　　会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第 25 条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款の定めがある場合のほか取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の招集権者および議長）

第 26 条　　取締役会は、取締役会長が招集し議長となる。

②　　取締役会長に事故あるとき、または取締役会長を置かないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

（取締役会の招集手続）

第 27 条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第 28 条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②　　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第５章　　監査役および監査役会

（員　数）

第 29 条　　当会社の監査役は４名以内とする。

（選任方法）

第 30 条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②　　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第 31 条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②　　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第 32 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役の責任限定契約）

第 33 条　　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会規程）

第 34 条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会の招集手続）

第 35 条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（常勤の監査役）

第 36 条　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第６章　　執 行 役 員

（選任方法）

第 37 条　　当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、業務執行を委ねることができる。

（執行役員規程）

第 38 条　　執行役員に関する事項は、この定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める執行役員規程による。

第７章　　会計監査人

（選任方法）

第 39 条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）

第 40 条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　　前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 41 条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第８章　　計　　算

（事業年度）

第 42 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 43 条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 44 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

②　　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

③　　前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 45 条　　剰余金の配当金および中間配当金が支払開始日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

②　　剰余金の配当金および中間配当金には利息をつけない。

昭和21年12月制定	昭和63年８月変更
昭和22年４月変更	平成２年６月　〃
昭和22年12月　〃	平成４年６月　〃
昭和23年７月　〃	平成５年６月　〃
昭和25年１月　〃	平成６年６月　〃
昭和26年10月　〃	平成７年６月　〃
昭和32年８月　〃	平成10年６月　〃
昭和33年１月　〃	平成13年６月　〃
昭和36年７月　〃	平成14年６月　〃
昭和37年１月　〃	平成15年６月　〃
昭和38年１月　〃	平成16年６月　〃
昭和39年１月　〃	平成17年６月　〃
昭和39年12月　〃	平成18年６月　〃
昭和40年１月　〃	平成19年８月　〃
昭和41年７月　〃	平成21年６月　〃
昭和42年７月　〃	平成22年１月　〃
昭和50年７月　〃	平成23年６月　〃
昭和51年８月　〃	平成24年６月　〃
昭和55年８月　〃	平成25年６月　〃
昭和55年10月　〃	平成26年６月　〃
昭和57年８月　〃	令和４年６月　〃
昭和60年８月〃	令和５年３月　〃